酒類卸売業免許審査項目一覧表（輸出入酒類卸売業免許）

酒税法第９条《酒類の販売業免許》の規定による酒類販売業免許のうち、法令解釈通達第２編第９条《酒類の販売業免許》第１項関係８《酒類の販売業免許の区分及びその意義》に規定する「輸出入酒類卸売業免許」については、次の項目について審査しています。

審　査　項　目		該当条項等
酒税法10条１号から８号までの検討	１号関係：免許の申請者が酒税法（12条１、２、５、６号、13条、14条１、２、４号）の規定により免許の取消処分を受けた者又はアルコール事業法の規定により許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から３年を経過していること	・酒税法10条１号～８号 ・法令解釈通達２編10条１
	２号関係：申請者が１号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から３年を経過するまでの間の申請でないこと	
	３号関係：申請者が未成年者のときに、その法定代理人が１、２、７、７の２、８号に該当しないこと	
	４号関係：免許の申請者又は法定代理人が法人の場合にその役員が１、２、７、７の２、８号に該当しないこと	
	５号関係：申請販売場の支配人が１、２、７、７の２、８号に該当する者でないこと	
	６号関係：免許の申請者が免許の申請前２年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていないこと	
	７号関係：国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から３年を経過していること	
	７号の２関係：免許の申請者が、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過していること	
	８号関係：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過していること	
場所的要件	９号関係：正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に販売場を設けようとする場合でないこと 申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一の場所でないこと	・酒税法10条９号 ・法令解釈通達２編10条９号
販売能力及び所要資金等の検討	10号関係：酒類の販売業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない等、経営の基礎が薄弱であると認められないこと (1)　「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合のほか、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的な信用の薄弱、販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいい、その判断は、申請者等が次の(ｲ)～(ﾄ)に掲げる場合に該当しないかどうか、及び申請者が、次の(2)～(7)の要件を充足するかどうかで行う。 (ｲ)　現に国税若しくは地方税を滞納している場合 (ﾛ)　申請前１年以内に銀行取引停止処分を受けている者である場合 (ﾊ)　最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額とする。）を上回っている場合 (ﾆ)　最終事業年度以前３事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合 (ﾎ)　酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合 (ﾍ)　販売場の申請場所への設置が、建築基準法、都市計画法、農地法、流通業務市街地の整備に関する法律その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却若しくは移転を命じられている場合 (ﾄ)　申請酒類小売販売場において酒類の適正な販売管理体制が構築されないことが明らかであると見込まれる場合 (2)　申請者が、外国人である場合は住民基本台帳法に規定する住民票を有していること、また、外国法人である場合は日本において支店登記が完了していること (3)　経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人であること (4)　輸出入酒類卸売業を経営するに十分と認められる所要資金等を有していること (5)　一定の店舗を有していること (6)　契約等により酒類を輸入又は輸出することが確実と認められること	・酒税法10条10号 ・法令解釈通達２編10条10号１、９